

3.入院費について

●入院費は、厚生労働大臣の定める診療報酬に従って算定し、一ヶ月単位で請求いたします。

入院中は1日～月末までの請求金額のお知らせを**翌月15日頃**に入院申込書に記入していただいた支払誓約者様宛に送付いたします。

予定退院の方の入院費は退院日に請求が出ておりますので**退院当日**（時間外や急な退院の場合は翌日以降の時間内）に清算をお願いいたします。

お支払いは**東棟 1 階会計窓口**にてお願いいたします。（クレジットカード可）

●病院会計窓口支払い可能な曜日と時間帯

平日 9:00～16:30 （木・土曜日のみ 9:00～12:00）

午前中は会計が混雑しております。午後は比較的スムーズに会計が行えます。

●ご利用可能な主なクレジットカード



●銀行振込の場合は下記口座へ患者様名義でお振込みください。

八十二銀行 塩尻支店 (普) 761115 医療法人社団 敬仁会 理事長 小松 喬 (イリョウハウジンシャダン ケイジンカイ リジチョウ コマツ タカシ)
--

●保険者証、医療費減額認定証、福祉医療受給者証、介護保険証、各種公費受給者証等、お持ちの方は**毎月又は変更時**必ずご提示ください。

●ご精算が確認出来ない場合、特にお申し出のない限り、入院時にご記入していただいた連帯保証人様宛にご請求させていただきますのでご了承下さい。

限度額適用認定証をご提示ください。

入院時に「**限度額適用認定証**」を提示することにより窓口支払いが自己負担限度額までで済みます。

<自己負担限度額>

●70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額（月単位）	4回目以降
ア	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
イ	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
ウ	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
エ	57,600円	44,400円
オ	35,400円	24,600円

●70歳以上の方

所得区分	自己負担額（月単位）	4回目以降
現役並みⅢ （申請不要）	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円
現役並みⅡ	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円
現役並みⅠ	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円
一般 （申請不要）	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ	15,000円	15,000円

※適用となるのは**医療費のみ**です。食事代、室料差額代、文書料等の保険適用外の費用については高額療養費の対象になりません。

※当院で直近1年以内に4回以上「限度額適用認定証」の適用を受けた場合は4回目以降の限度額が適用となります。

<手続きの方法>

この制度を受ける為には事前の手続きが必要です（70歳以上の現役並み所得者Ⅲ・一般の方は不要） 自己申請となりますので加入されている保険者にご自身で発行手続きをお願い致します。

国民健康保険 →各市町村
 全国健康保険協会 →全国健康保険協会の各都道府県支部
 組合健康保険 →各組合

※入院された後に手続きを行う場合は必ず入院された**同月中**にお願い致します。